

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

23年度予算額（案） 6.0億円

目的・意義

この補助事業は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのものです。

自主参加型国内排出量取引制度は①設備補助、②削減量の自主的な約束、③排出枠の取引の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するものです。

本事業を通じ、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度に関する知見を蓄積することとしており、今年度は、これまで知見の十分に蓄積されていない業種（エネルギー多消費産業等）等に重点化を行うこととします。

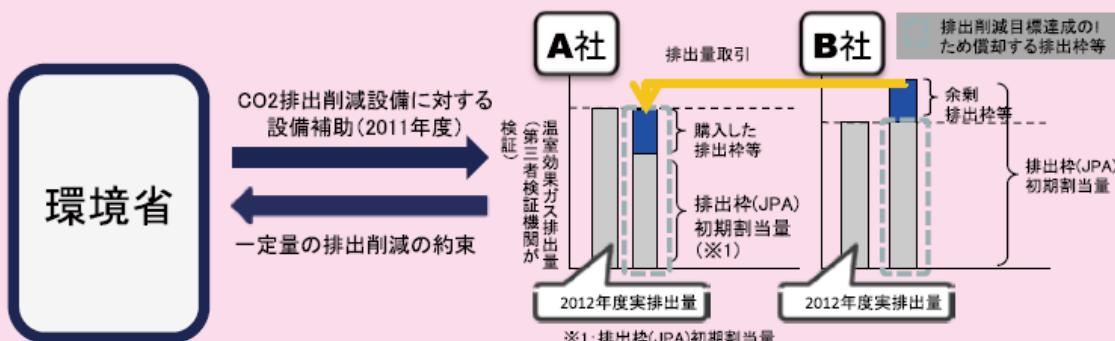
事業内容

自主参加型国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、CO₂排出抑制設備の導入への補助を行います。補助申請に当たっては、導入した設備による効果を含む削減予測量を申告していただき、補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者を優先的に採択することを原則とします。

【2011年度】設備の整備を行うとともに、基準年度排出量（2008～2010年度の平均）を算定し、第三者による検証の受審を経て数値を確定します。ここから削減予測量を差し引いたものが排出枠として交付されます。

【2012年度】整備した設備を活用し、排出削減に取り組んでいただきます。

【2013年度】2012年度の排出量を算定し、年度終了後に第三者の検証を受けた後、確定した2012年度の排出量実績に応じた排出枠を期限までに環境省に提出していただきます。その際、目標達成のために、排出枠の取引を行うことが可能です。



補助内容

- 補助対象者：民間団体
- 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の設備
- 負担割合

総事業費（既存設備の撤去費用を除く）	
環境省	民間団体
1/3	2/3